



INFORMATION

●市役所からのお知らせ

人口 24.4.1 現在
 ()内は前月比

- 人口/320,703人(-1,433)
- 男/150,756人(-907)
- 女/169,947人(-526)

3月分・出生 200人
 ・死亡 280人
 ・転入 2,067人
 ・転出 3,420人

- 世帯/131,963世帯(-217)

今月が納期の市税 軽自動車税全期 固定資産税第1期

納期は5月31日(木)です。
納税通知書は下記の日に
発送予定です。

軽自動車税▶5月7日(月)
固定資産税▶5月8日(火)

問い合わせ

納税課 ☎(866)2059

1 軽自動車税を 減免します

平成24年度軽自動車税の納税通知書を5月7日(月)に発送します。次の車両には減免制度があります。減免の申請期限は5月24日(木)。詳しくは市民税課税制担当へどうぞ。 ☎(866)8944

減免対象車

- 身体に障がいがあるかたが所有し、使う車両(減免の対象は1人1台)
- 身体に障がいがあるかたが使うために改造した車両

- 居宅介護、訪問介護などを行う事業者が、その事業のために使う車両

申請窓口 市民税課13番窓口、河辺・雄和市民サービスセンター

2 資格取得の受講料や 受験料に助成します

就職に役立つ資格を取得した際の受講料や受験料に助成します。資格の種類

類や申し込み方法など、詳しくはホームページをご覧ください。
 お問い合わせください。

対象 35歳未満の求職者
助成額 受講料や受験料の2分の1
 (上限10万円)

- 問い合わせ 商工労働課

☎(866)2114

http://www.city.akta.akita.jp/city/in/pr/intern/sikaku_hozyokin.htm

3 4月の暴風で被害が あった農家のかたへ

4月3日から4日にかけての暴風で、ビニールハウスや畜舎などの農生産施設に被害があった農家のかたへ復旧経費などを支援します。支援内容など詳しくはお問い合わせください。

融資制度：農林総務課

☎(866)2115

農業生産施設の修理などへの補助

：農業農村振興課 ☎(866)2116

4 市営墓地(北部・河辺) の使用者を募集

北部墓地(飯島)と河辺墓地の使用者を募集しています。詳しくは、広報あきた4月20日号をご覧ください。か生活総務課へどうぞ。 ☎(866)2074

対象 次の①～③をすべて満たすかた

- ① 市内に住所または本籍がある
- ② 市内に住所があり、独立した生計を営む保証人を届け出できる
- ③ 遺骨がありながら墓地がなく寺院や自宅に保管している、または改葬(現在の墓地から遺骨をすべて移すこと)を希望する

申込受付日時(予定区画数に達するまで)

5月10日(木)から11月30日(金)までの平日、午前8時30分～午後5時15分

申込受付場所 生活総務課(分館3階)

5 少年指導委員を 募集します

市少年指導センターでは青少年の健全育成を進めるため、ボランティアで街頭巡回などを行ってくださる少年指導委員を若干名募集します。

対象 市内に住む20歳～64歳のかた

応募方法 履歴書を持参し、5月25日(金)までの平日、午前8時30分～午後5時15分、市役所3階の市少年指導センター(子ども総務課内)へどうぞ。後日面接を行い、選考により決定します。

☎(866)8956

●問い合わせ 市少年指導センター

6 海外との取引や 貿易を始めませんか

市内企業の貿易への新規参入や海外



住宅の補修に補助…一般住宅の屋根や外壁、シャッターなどの補修工事で20万円以上かかるものに補助します。申し込みは7月31日(火)まで。詳しくはお問い合わせください。住宅整備課 ☎(866)2134

To all foreign nationals residing in Japan

Your local government will notify you of what is listed on your Provisional Resident Record.

仮住民票の記載事項通知書と世帯構成表をご確認ください

法律の改正により、外国人住民のみなさんにも住民票を作成します。右記の①と②を満たすかたへ、外国人登録原票などを元に作った「仮住民票記載事項通知書」と「仮住民票世帯構成表」をお送りします。内容をご確認の上、ご不明な点や誤りがある場合は、通知に書いてある窓口に6月15日(金)まで届け出てくださるようお願いします。

①と②を満たすかたへ書類を送ります

- ①秋田市の外国人登録原票に登録されている
- ②7月9日(改正した法律の施行日)時点で秋田市の外国人住民に該当すると見込まれる

問い合わせ 市民課戸籍担当 ☎(866)2073



子ども手当が 児童手当に なりました

4月から“子ども手当”が“児童手当”に変わりました。3月31日現在で子ども手当の受給資格があったかたは、自動的に4月からの児童手当の受給者になりますので、改めて手続きは不要です。

問い合わせ 子ども総務課 ☎(866)2072

金額は子ども手当と同額です

- 支給月額
- 0歳～3歳未満(一律)▶15,000円
 - 3歳～小学校修了前(第1子・2子)▶10,000円
 - 3歳～小学校修了前(第3子以降)▶15,000円
 - 中学生(一律)▶10,000円

※6月分(支払いは10月)からは所得制限が適用されます。収入が限度額を超える場合、年齢に関わらず支給額は月5,000円になります。

6月に現況届の提出が必要です

6月に“現況届”を提出していただきます。これは、児童手当を6月以降も受ける資格があるか確認するもので、提出しないと手当を受けることができなくなります。届出用紙は6月にお送りする予定です。

出生などで新たに対象になったかた

出生、転出予定日などの日の翌日から15日以内に申請すると、出生などの日の翌月分から受給できます。なお、公務員(独立行政法人の職員は含みません)のかたは勤務先へ申請してください。

.....

昨年10月現在で受給資格があったのに子ども手当の申請がまだのかた▶9月28日(金)までに手続きすると、さかのぼって受給できる場合があります



取引の拡大をはかっている秋田市貿易関連産業連絡協議会では、会員を募集しています(年会費・部会費あり)。
今年7月には中国南寧市に秋田ショップが開設されます。この機会を生かして貿易を始めませんか。「中国や台湾と取引する方法が分からない」「単独では取扱量が少なく商売にならない」など、困り事があるかたもどうぞ。対象 貿易に興味があり、市内に本社・支社・事務所などの活動拠点がある企業または個人
問い合わせ 港湾貿易振興課
☎(866)2164

7 市民100人会の会員への 就任にご協力を

市民100人会は、市がいろいろな事業を進めようとするときに、無作為に選出した100人の市民のみなさんから意見をお聴きする広聴制度です。2年間の任期で、市が行うアンケートや意見募集などにご協力いただきます。
今年度から新しく会員になっていただくかたへ、お願いの文書をお送りします。ご協力をお願いします。

8 ごみの野外焼却や 不法投棄は禁止です

廃棄物の不法投棄や野外での焼却は法律で禁止されています。違反すると5年以下の懲役または1千万円以下(法人は3億円以下)の罰金が科せられる場合があります。
問い合わせ 廃棄物対策課
☎(866)2076

問い合わせ 広報広聴課
☎(866)2034